



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 26 年 1 月号

《 所長便り 》

謹んで新年のご祝辞を申し上げます

旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年もよろしく願いいたします。

さて、新春号は、毎年恒例三上税理士法人&行政書士事務所の決算公開号となっています。顧問先のみ別紙にて公開となります。

皆さんが私の事務所の決算と経営計画を見てどう思うか？ハラハラドキドキです。少しでも多くの社長の皆様が経営計画を見て、「計画を作るのも良いものだな」と刺激を受けてもらえれば幸いです。

もし、経営計画の作成の仕方がわからないということであれば、アドバイスしますので、何なりとお申し付けください。

《 経営情報 》 文責：大脇

8%消費税となる日が近づいてきました。

4月1日からの消費税増税にともない、ソフトの設定変更や値札貼り替え作業などの準備が必要となってきます。

特に小売事業の方はかなりの作業負担増や費用負担になりそうなので、早めの準備をお願いします。

この4月1日からの消費税増税による事業者の作業負担を減らすために、総額表示《商品〇〇〇円(税込)》以外の表示方法が認められる特例が平成29年3月31日までの期限付きで設けられました。今から《〇〇〇円+消費税》と税抜表示に切替えていった場合は、4/1前夜にまとめて値札の貼り替えをする必要がなくなるので、作業負担の点ではよいかと。

具体的には、

- 税抜価格で表示ができます。
- 4月1日以前に、価格表示を「5%から8%」や「税込価格から税抜価格」に変更できます。
- 税抜価格の強調表示ができます。

ただし、消費者に誤解されない明瞭な表示方法にする必要がありますので、具体例をあげると次ページのような表示ならOKになっています。

三上税理士法人


〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

**まずは消費者に誤解や勘違いを
されないための対策が必要です!**
〈誤認されないための措置の例〉

- 個々の商品の値札の表示価格で、
税抜き価格であることを明確にする



- 店内の目に付きやすい場所や
各商品棚などに次のような掲示をする

**当店の価格は全て
税抜き表示となっています。
レジ精算時に別途
消費税相当額を申し受けます。**

**DEFストア
霞が関店**

平成16年4月1日(木) 17:18

3 × 157単
カップラーメン-----471
合計-----471
(内税) 22
現金お預かり 500
お釣り 29

レジ: *ayamada*

$471 \text{円} \times 5 / 105$
= 22.428...円

**DEFストア
霞が関店**

平成16年4月1日(木) 17:18

3 × 150単
カップラーメン-----450
小計-----450
税(5%)-----22
合計-----472
現金お預かり 500
お釣り 28

レジ: *ayamada*

**DEFストア
霞が関店**

平成16年4月1日(木) 17:18

3 × 150単
カップラーメン-----450
小計-----450
税(5%)-----22
合計-----472
(内税) 22
現金お預かり 500
お釣り 28

レジ: *ayamada*

表示をどうするかは、大手小売業社間でも対応は様々で、総額表示のままのところもあれば、消費税抜き表示に変更するところもあり、自社での作業負担と費用負担を比べて、どうするかを決める必要があります。

《 今月の税務 》

- ・ 11月決算法人の確定申告 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…1月31日
- ・ 5月決算法人の中間申告 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…1月31日
- ・ 源泉徴収票の交付 期限…1月31日
- ・ 支払調書の提出 期限…1月31日
- ・ 給与支払報告書の提出 期限…1月31日
- ・ 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…1月31日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分) 納付期限…1月31日

《 行楽日記 》 文責：小澤

11月12日(火)に旦那の、鈴鹿サーキットの走行会に同行してきました。

バイクのエンジン音や、タイヤ・オイルの焼けた匂いなど、非日常的な空間は、私にとって居心地も良く、普段の生活を忘れる事が出来ます。そんな走行会でしたが、とても寒く、時折雨が降る中での走行でしたが、無事走行を終えました。

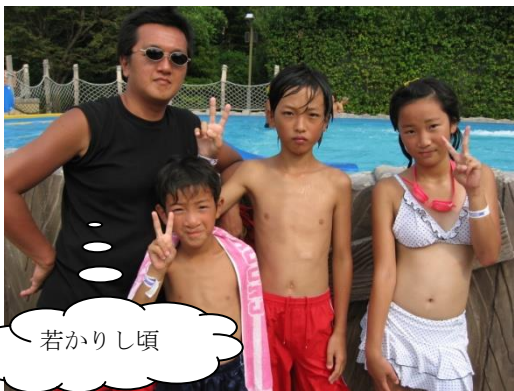


この走行会が行われた鈴鹿サーキットですが、旦那と交際時からの付き合いで、以前は四



旦那の影響を受けた
小さかった頃の我が子

輪での走行会参加の同行、F-1・バイクの世界選手権・全日本選手権などのレース観戦し、数々の歴史的瞬間に立ち会いました。家族にもなり、子供が生まれてからもレース観戦は、ベビーカーに子供を乗せて行ったものです。(最近めっきり行かなくなりましたが…)



若かりし頃

夏はプールで水と戯れ、遊園地では童心に戻り、家族全員で満喫出来るスポットです。

鈴鹿サーキットでは、車・バイクの運転ドライブスクールなど開催しており、安全運転・ドライビングテクニック向上もできちゃいます。(決して鈴鹿サーキットのまわし者ではありません)

鈴鹿サーキットは、我が家にとってはまさに「聖地」「思い出の場所」であります。

そんな鈴鹿サーキットに足を運ばれてみてはいかがでしょうか。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info